

文化会館あり方検討資料

1 文化会館のあり方検討に至った経緯

検討の趣旨

現在の大野市文化会館（以下、文化会館という。）は、昭和41年6月に大野市民会館として開館し、平成8年からは文化会館に名称を変更しています。当時は、音楽や伝統芸能、演劇などの発表や練習の活動の場としてだけでなく、結婚式場としても多くの市民に愛され親しまれてきましたが、時代の変化に伴い、結婚式場としての貸し出しはなくなり、文化芸術の拠点として利用されています。

また、文化会館の施設維持については、昭和61年の大規模改修工事をはじめ、舞台裏倉庫などの増築や音響設備のデジタル化を行い、市民及び利用者の利便性を図ってきましたが、空調などの各設備や音響などの各機器の経年劣化は進んでおり、さらに耐震性の問題や駐車場不足なども指摘されています。

このようなことから、大野市教育委員会では、平成25年度から市民や関係団体の皆様を対象にアンケート調査を行うなど、今後のあり方や整備方針等について検討してきました。

平成28年度には「大野市文化会館整備基本構想」をまとめ、平成29年度からは「大野市文化会館整備基本計画策定委員会」を立ち上げ、新たな文化会館の整備内容や管理運営のあり方について協議を行うとともに、市民の皆様への説明を行いながら、平成30年度に「大野市文化会館整備基本計画」を策定しました。

平成31年度（令和元年度）、整備に向けた基本設計を行うための委託料予算について、市議会の総意として、総務文教常任委員会の承認を得るまで執行しないこととする付帯決議が議決されたことから、教育委員会が、基本計画に沿って対応方策等の説明に務めました。しかし、整備、運営に関する財政的な懸念等から、総務文教常任委員会の承認が得られず、教育委員会は、基本計画で定めている令和5年度末までの新文化会館等の供用開始は困難である旨、令和2年9月議会の総務文教常任委員会において報告しています。

令和3年度の機構改革により、現在、地域づくり部（地域文化課）において文化会館の整備について検討を進めています。耐用年数を迎える令和8年6月を目途に休館を予定していますが、市議会の付帯決議にありました整備、運営に関する財政的な懸念を解消し、整備するには、平成30年度に策定した「大野市文化会館整備基本計画」通りに進めていくことは、昨今の社会情勢や市の財政状況から困難であることが想定されます。従って、他の整備案を含めて文化会館のあり方について検討していきます。

2 文化会館等の現状と課題

(1) 現文化会館の概要

昭和41年6月に開館した現在の文化会館の概要は、以下のとおりです。

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称：大野市文化会館（～平成8年まで大野市民会館） ・建設年：昭和40年（昭和41年6月開館） ・敷地面積：5,981.97㎡（市有地） ・構造：RC造（鉄筋コンクリート）、一部SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート）3階建 ・延べ床面積：3,161.03㎡ <ul style="list-style-type: none"> 1階（1,951.83㎡） 2階（1,022.24㎡） 3階（186.96㎡） ・大ホール客席数：客席627席、障害者用6席 合計633席 ・その他諸室：研修室、こぶしの間、けやきの間、名水の間、鳳凰の間、うぐいすの間、亀の間、鶴の間、応接室 ・建設費：1億6千万円 ・駐車台数：97台
管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営：大野市 ・開館時間：午前9時～午後9時30分 ・休館日：毎週月曜日（ただし、月曜日が祝祭日の場合は開館） 年末年始（12月29日から翌年1月3日）

(2) 文化芸術に関する市の現況についての整理及び特性

① 文化会館における文化事業の現状等

市が主催する文化会館における事業では、令和4年度で第56回を迎えた大野市総合文化祭の、「リズムにのって」や「錦秋のしらべ」などは、日頃の文化活動の発表の場として、一般市民だけでなく保育園・こども園の園児、小中学校・高校の児童生徒も参加する市を挙げての行事となっています。

また、市民に優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、市独自でアーティストなどを招聘し、演劇、コンサート、落語、映画など多彩な文化公演を実施しています。

学校や団体では、大野高等学校の文化祭での利用やこども園の発表会、合唱団による定期演奏会などの利用があります。

市内最大の文化団体である大野市文化協会は、現在60の団体が加盟しており、会員数は、521名となっています（令和5年4月末現在）。毎年7月には、芸能関連団体が「民謡の祭典」を文化会館で開催し、多くの観覧者で賑わいを見せて

います。市と共催する大野市総合文化祭においても、活発な活動を続けています。
 しかしながら、加盟する各団体では会員の高齢化が進み、担い手が不足していることから、本市の文化芸術を受け継ぐ人材の育成が必要となっています。

② 文化会館の利用状況

- ・文化会館の年間の利用者数は、平成30年度、令和元年度と約2万9千人でしたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大きく減少しています。
- ・部屋別利用者数は、大ホールの利用者が最も多く、コロナ前の令和元年度は19,036人となっており、全体の2/3以上を占めています。

表1 文化会館施設別利用者数と収支状況

部屋名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大ホール	18,088人	19,036人	4,895人	7,818人	11,477人
舞台・研修室	2,599人	3,234人	833人	1,880人	1,927人
こぶしの間	230人	97人	74人	187人	198人
けやきの間	188人	172人	88人	142人	115人
名水の間	3,092人	2,874人	221人	939人	2,060人
ホワイエ1F	972人	1,285人	648人	747人	1,048人
鳳凰の間	2,997人	1,521人	237人	1,812人	2,577人
うぐいすの間	438人	494人	319人	275人	145人
亀の間	171人	165人	99人	152人	135人
その他(応接室、玄関など)	0人	0人	20人	28人	28人
利用者数計	28,775人	28,878人	7,434人	13,980人	19,710人
収入	1,937千円	1,875千円	748千円	1,822千円	1,957千円
支出	29,307千円	28,722千円	26,938千円	36,729千円	27,369千円

- ・大ホールの利用者数別の利用回数では、コロナ禍前の500人以上の利用は、年間4回以下となっています。

表2 文化会館大ホールにおける利用回数の内訳
 「文化芸術活動の本番利用のみ」

年度	299人以下	300~399人	400~499人	500人以上	合計
平成30年度	8回	9回	7回	4回	28回
令和元年度	4回	5回	11回	2回	22回
令和2年度	13回	5回	0回	0回	18回
令和3年度	12回	7回	2回	0回	21回
令和4年度	12回	7回	4回	2回	25回

③ 類似施設の分布状況

- ・大野市には、文化会館の大ホールと同様の固定席を持つホールはありませんが、多目的に利用できるホールを備えた類似施設が整備されています。

・類似施設の概要は、表3のとおりです。また、各施設の分布状況は図1のとおりです。

表3 多目的に利用できるホールを備えた類似施設

施設名	設置年	面積	収容人員	附属設備など
①結とびあ多目的ホール	H1.6	1,050 m ²	1,900人	音響設備
②平成大野屋平蔵	H12.4	107 m ²	80人	スクリーン、照明、音響設備
③学びの里「めいりん」講堂	H18.6	725 m ²	300人	照明、音響設備

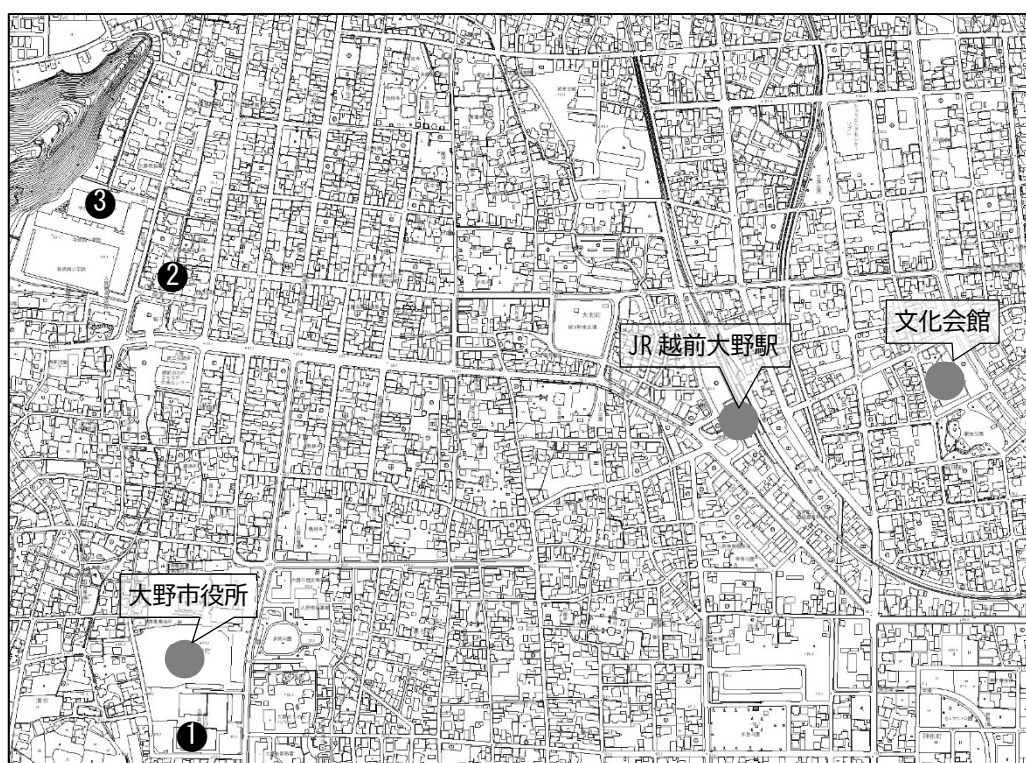


図1 類似施設の分布図

④ 県内における文教施設の大ホールの状況

県内の、主な文教施設の大ホールの状況は、敦賀市市民文化センターが1,184席、小浜市文化会館が805席、鯖江市文化センターが1,020席、越前市文化センターが1,070席となっており、大野市文化会館の大ホール633席は、県内各市の文化施設の大ホールの中でも客席数が少ないものとなっています。

その他、勝山市民会館は改修後座席数が693席から463席に、みくに未来ホールも400席から359席に減っています。

また、1970年築のあわら市文化会館は、2026年以降に廃館を予定していましたが、施設の維持管理費削減のため前倒しで本年3月に休館とし、以降中央公民館など他の施設を利用することとしています。

表4 県内の文教施設の大ホールの状況

施設名	市町名	座席タイプ	大ホール 客席数
大野市文化会館	大野市	固定席	633 席
フェニックス・プラザ大ホール	福井市	収納+可動	2,000 席
フェニックス・プラザ小ホール	福井市	収納+可動	500 席
福井県県民ホール	福井市	収納+可動	535 席
福井県生活学習館	福井市	固定席	602 席
福井県立音楽堂大ホール	福井市	固定席	1,456 席
福井県立音楽堂小ホール	福井市	固定席	610 席
福井県国際交流会館多目的ホール	福井市	収納+可動	300 席
敦賀市民文化センター	敦賀市	固定+可動	1,184 席
小浜市文化会館	小浜市	固定+可動	805 席
勝山市民会館	勝山市	固定+可動	463 席
鯖江市文化センター	鯖江市	固定席	1,020 席
越前市いまだて芸術館	越前市	収納+可動	600 席
越前市文化センター大ホール	越前市	固定+可動	1,070 席
ハートピア春江	坂井市	固定席	764 席
みくに未来ホール	坂井市	可動	359 席
南条文化会館	南越前町	収納+可動	510 席
越前陶芸村文化交流会館	越前町	収納+可動	714 席
高浜町文化会館	高浜町	固定席	790 席
パレア若狭	若狭町	固定席	452 席

※あわら市文化会館（1970～2023）休館（廃止へ） 636 席

(3) 課題

人口減少や各文化関係団体会員の高齢化など文化会館の利用者の減少が見込まれます。

利用者の利用状況や団体規模に応じた施設のあり方について、ホールや練習室、控え室、楽屋などの諸室の必要性や大きさなどを検討する必要があります。

また、平成30年度に策定した「大野市文化会館整備基本計画」は、駅東公園の敷地に新文化会館を整備し、現文化会館の敷地に駅東公園を整備するものとなっています。当時の概算事業費は、本体工事21億円に解体工事、設計費用などを加え合計30億円を見込み、現在の物価上昇分を加算するとさらに大きな規模となります。また、ランニングコストも当時より上昇するものと見込まれます。

こうした、本体費用やランニングコストを下げ、財政負担をできるだけ少なくすることが課題です。

表5 大野市の人口の推移(大野市人口ビジョン目標値より) 単位(人)

区分	H2	H12	H22	R2	R7	R12	R17	R22	R27
65歳以上	7,055	9,637	10,689	11,524	11,279	10,787	10,035	9,377	8,649
15～64歳	26,818	24,085	20,288	16,012	14,514	13,324	12,536	11,781	11,199
0～14歳	7,964	5,897	4,314	3,445	3,263	3,197	3,201	3,297	3,350
合計	41,837	39,619	35,291	30,981	29,056	27,318	25,772	24,455	23,198

実績← | →見込

3 あり方を検討するための基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

音楽や演劇を主体とした施設を整備することで、文化芸術創造の場と文化芸術鑑賞の場の提供を行い、市民をとりまく文化芸術環境の向上を図る施設を目指します。

平成30年度に策定した「大野市文化会館整備基本計画」では、現文化会館に隣接する駅東公園に新しい文化会館を建設し、現文化会館跡地に駅東公園を整備する方法を選定しました。

しかし、今回のあり方の検討では、当時の「大野市文化会館整備基本計画」を含めて、現文化会館敷地に建て替える案や他の既存施設を活用することについても検討します。

①文化芸術創造の場

- ・文化活動団体との連携を図り、音楽、演劇、伝統芸能などの発表、文化創造活動が展開できる施設
- ・文化活動を通じて、人材の育成や魅力ある地域づくりの活性化を図ることができる施設

②文化芸術鑑賞の場

- ・多様で質の高い優れた文化芸術活動を鑑賞する機会を提供し、地域の文化芸術の創造や振興を図ることができる施設

(2) 施設の規模

良質な音響効果が得られ、音楽や演劇に対応できるホールとし、必要最低限の設備を備えたコンパクトな施設とします。

①施設と設備

- ・楽屋、練習室（兼控え室）
- ・音響設備、照明設備
- ・バリアフリー化 など

②ホールの座席数

- ・別紙資料のとおり

(3) 施設の整備案

- ・別紙資料のとおり

資料編

大野市文化会館あり方検討委員会設置要綱

令和5年7月1日

告示第216号

(設置)

第1条 大野市文化会館（以下「文化会館」という。）のあり方と今後の方向性について検討するため、大野市文化会館あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化会館のあり方及び今後の方向性の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体の代表者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からあり方検討報告書作成の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長、副委員長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域づくり部地域文化課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。